

みんな笑顔で 介護保険

利用
ガイド



北栄町 福祉課

☎0858-37-5875
☎0858-37-5865

介護認定・介護サービスの利用に関すること
介護保険料に関すること(町民課税務室)

介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました**
- 介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼できるようになりました**
地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
※介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスについては6月から）**
それにともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。
訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、6月から改定されました。
- 福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました**
借りる期間が長期になる場合は、購入した方が金額を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。
選択制の対象福祉用具は次の通りです。
●固定用スロープ ●歩行器（歩行車を除く） ●単点杖（松葉杖を除く）と多点杖
福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択に当たって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わりました**
施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わりました。

*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

も く じ

介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険のしくみ

介護保険料

・保険料は大切な財源です……………6
・40歳以上65歳未満の人の保険料……………7
・65歳以上の人の保険料……………8

介護保険料

サービス利用の手順

・サービスを利用するまでの流れ……………10

利用の手順

要介護1～5の人〈介護サービス〉

・介護サービスの利用のしかた……………14
・介護サービス（在宅サービス）……………16
・介護サービス（施設サービス）……………19

介護サービス

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

・介護予防サービスの利用のしかた……………20
・介護予防サービス……………22

介護予防サービス

地域密着型サービス

・住み慣れた地域で生活続けるために……………26

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

・生活する環境を整えるサービス……………28

福祉用具、住宅改修

北栄町内介護（予防）サービス事業所一覧

……………30

事業所一覧

介護予防の取り組み

・介護予防・日常生活支援総合事業……………32
・北栄町介護予防・日常生活支援総合事業……………34

介護予防の取り組み

北栄町の任意事業

・家族介護支援事業……………38

任意事業

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、北栄町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

北栄町（保険者）

介護保険制度の運営は、北栄町が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

●要介護認定の申請

●保険料の納付

●要介護認定

●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付



●介護報酬の支払い

●サービスの提供

●利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、町の認定を受け、サービスを利用できます。



第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、町の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- | | | | |
|---|---|--|--|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 | ●脊柱管狭窄症
●早老症
●多系統萎縮症
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|---|--|--|

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

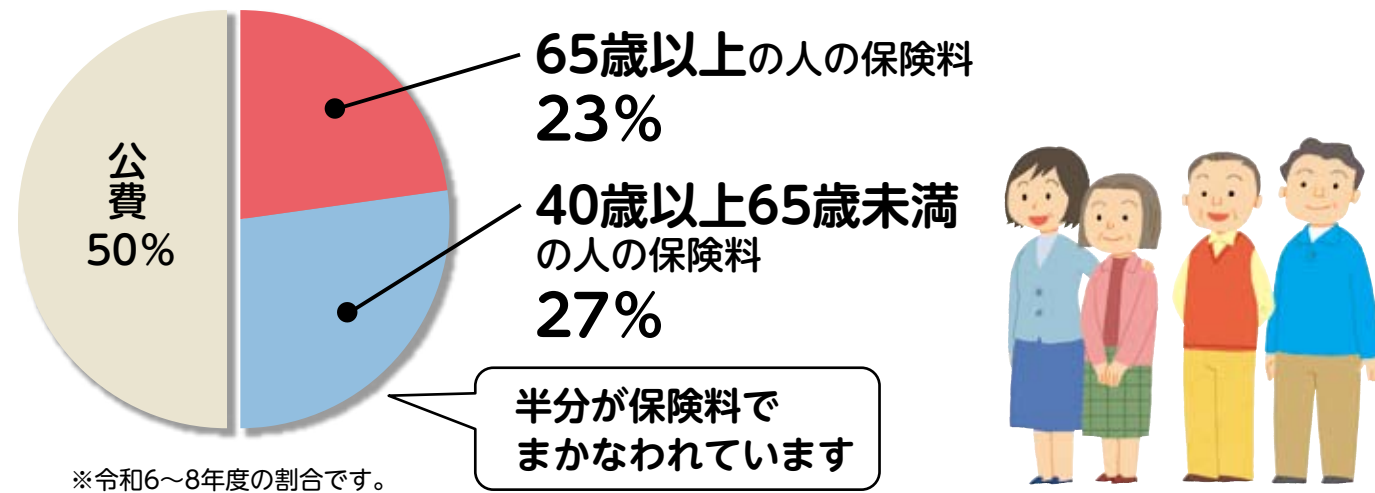
介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。

- 適用期間は1年間（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。

保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割※ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※くわしくは、15ページまたは21ページへ。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

※介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担については、給付制限を行いません。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに町民課税務室までご相談ください。



40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

国民健康保険税と合わせて世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

1.80%（協会けんぽ）
※保険料率は、ご加入の医療保険により異なります。

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、町で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
69,100円
(年額)

=

北栄町の介護サービス総費用
のうち第1号被保険者負担分
北栄町の第1号被保険者数

第9期（令和6～8年度）の介護保険料

○…住民税課税あり ×…住民税課税なし

第9期 所得段階	世帯 課税	本人 課税	対 象 者	保険料率	年額保険料
第1段階	×	×	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.455)	19,600円 (31,400円)
第2段階	×	×	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	0.45 (0.65)	31,000円 (44,900円)
第3段階	×	×	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている人	0.685 (0.69)	47,300円 (47,600円)
第4段階	○	×	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	62,100円
第5段階 (基準額)	○	×	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている人	1.00	69,100円
第6段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	82,900円
第7段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	89,800円
第8段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	103,600円
第9段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	117,400円
第10段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	131,200円
第11段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	145,100円
第12段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	158,900円
第13段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.40	165,800円
第14段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.60	179,600円
第15段階	○	○	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.80	193,400円

※第1段階～第3段階の保険料は、公費による低所得者の軽減措置を行っています。()は、軽減前の保険料率及び年額保険料です。

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）から保険料がかかり、原則として年金から納めます。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から徴収

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ徴収されます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮 徴 収			本 徴 収		
年金 支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

※2月の保険料が0円の場合は、再び特別徴収が始まるまでの間は普通徴収になります。

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

町から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。原則として、7月（第1期）から2月（第8期）までの年8回で納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って町または町指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや町の窓口で相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや北栄町福祉課の窓口で、介護保険のサービスや介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

介護保険を利用したい人

2 申請します

介護保険のサービスの利用を希望する人は、北栄町福祉課の窓口で認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 健康保険の保険証
(第2号被保険者の場合)

申請書には、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

2 基本チェックリストを受けます

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、地域包括支援センターや北栄町福祉課の窓口などで基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には要介護認定の申請を案内します。
※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないので、要介護認定を申請してください。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はなく、65歳以上なら誰でも利用できます。

3 認定調査が行われます

●認定調査

町の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



●主治医意見書

本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がいない人は町の指定した医師の診断を受けます。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | |

概況調査

特記事項

居宅介護支援事業者

市区町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー (介護支援専門員)

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センター

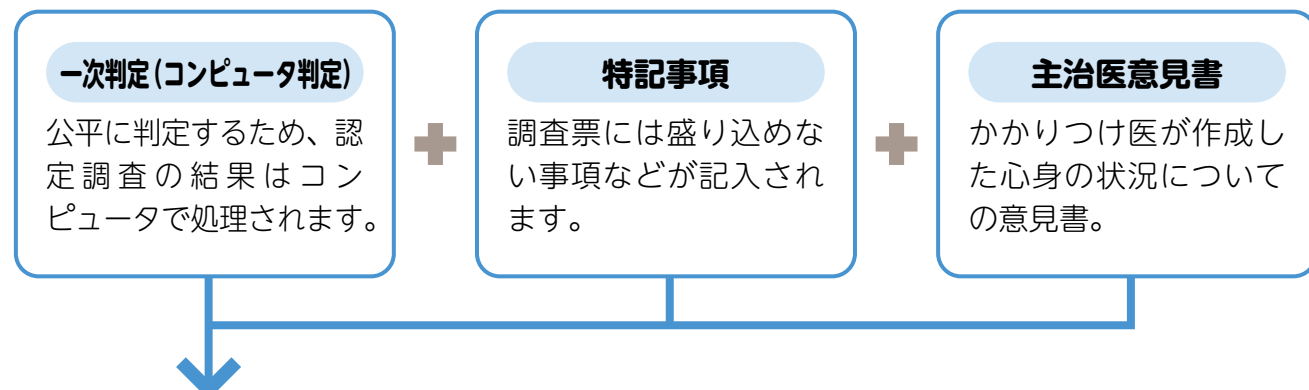
高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



- 介護予防ケアマネジメント (自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援 (何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止 (みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援 (さまざまな方面から支えます)

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



二次判定(介護認定審査会)

鳥取中部ふるさと広域連合が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会により総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に分けて認定されます。

- **要介護1～5**→介護サービスが利用できます。
- **要支援1・2**→介護予防サービスと、町が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- **非該当**→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と認定された場合は、町が行う介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間)。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

要介護状態区分

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

介護保険の対象者で、介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援2

要支援1

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない人です。

基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と認定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

介護サービス
(介護給付)
を利用できます

14ページへ

利用できるサービス

- P14～19 介護サービス
- P26～27 地域密着型サービス
- P28～29 福祉用具貸与・購入、住宅改修



介護予防サービス
(予防給付)
を利用できます

20ページへ

利用できるサービス

- P20～24 介護予防サービス
- P26～27 地域密着型サービス
- P28～29 福祉用具貸与・購入、住宅改修
- P32 下記の介護予防・生活支援サービス事業



介護予防・生活支援
サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
を利用できます

32ページへ

介護認定が非該当だった場合もサービス等を利用できます。
P32をご覧ください。



※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できます。

介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら北栄町福祉課に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用

16ページへ



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者 に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用

19ページへ



地域密着型サービスは

26ページへ

福祉用具の利用は

28ページへ

住宅改修の利用は

29ページへ

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は**1割**、**2割**、または**3割**ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

●2割負担となる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

■利用者負担が高額になったとき

●介護保険のみ高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

●介護保険と医療保険の両方が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。➡くわしくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者 に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の**1割**を掲載しています。このほかにサービスの利用内容による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が**2～3割**になります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体^{せいしき}の清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	307円(令和6年6月から308円)
-----	--------------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	514円 (令和6年6月から515円)
--------------------	------------------------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	470円 (令和6年6月から471円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	398円 (令和6年6月から399円)

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	757円(令和6年6月から 762円)
要介護2	897円(令和6年6月から 903円)
要介護3	1,039円(令和6年6月から1,046円)
要介護4	1,206円(令和6年6月から1,215円)
要介護5	1,369円(令和6年6月から1,379円)

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※日常生活費は別途必要です。



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費が利用者の負担となります。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。【 】内が8月からの金額です。

●基準費用額(1日あたり)

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額になります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円(1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円(855円) 【437円(915円)】	1,445円

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。【 】内が8月からの金額です。

●負担限度額(1日あたり)

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額になります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円 (380円)】	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円 (480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階 ②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税 年金収入額+非課税年金収入額+その他の 合計所得金額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

ただし、①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

介護予防サービスの利用のしかた

令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成は、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

1 地域包括支援センター等に連絡

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡します。
※地域包括支援センターについては11ページへ。
※介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスまたは通所型サービスのみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

2 地域包括支援センターの職員等との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

4 介護予防サービスを利用

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。 **22ページへ**

町が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。 **34ページへ**

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

評価・見直し

地域包括支援センター等は、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

34ページ

介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）では、訪問型サービス、通所型サービス等を提供しています。

訪問型サービスと通所型サービスでは、ヘルパーステーションによるホームヘルプ（介護予防訪問サービス）や通所施設でのデイサービス（介護予防通所サービス）の他に、民間企業やボランティアなどによる柔軟で幅広いサービスを提供します。

一人ひとりの生活に寄り添うサービスを提供することで、利用者のみなさんを支援します。利用手順やサービスの内容については、32ページへ。



介護予防地域密着型サービスは **26ページへ**

介護予防福祉用具の利用は **28ページへ**

介護予防住宅改修の利用は **29ページへ**

「要支援1・2」と認定された人には、地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者などが介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は**1割**、**2割**、または**3割**ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな介護予防サービスの支給限度額（1か月） **2割負担となる人**

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

■利用者負担が高額になったとき

●介護保険のみ高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護予防サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

●介護保険と医療保険の両方が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。➡くわしくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センターの保健師などが、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の**1割**を掲載しています。このほかにサービスの利用内容による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が**2～3割**になります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションについては、令和6年6月から変わりました。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	307円(令和6年6月から298円)
-----	--------------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	514円 (令和6年6月から515円)
--------------------	------------------------

介護予防訪問看護

医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	450円 (令和6年6月から451円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	381円 (令和6年6月から382円)

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせたサービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

共通的服务 ※機能訓練・送迎・入浴を含む。

要支援1	2,053円(令和6年6月から2,268円)
要支援2	3,999円(令和6年6月から4,228円)

選択的服务(一例)

栄養改善	200円
口腔機能向上(I)	150円
一体的サービス	480円



※食費、日常生活費は別途必要です。

一体的サービスが利用できます

介護予防通所リハビリテーションでは、機能訓練、栄養改善、口腔機能の向上を一体的に利用できます。一体的サービス提供により自立支援・重度化防止を図ります。

※事業所によって提供できない場合があります。

機能訓練

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・嚥下機能向上の訓練などをします。

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	183円
要支援2	313円

※日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護保険と医療保険の負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス事業者に相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。

「町の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、事業者を調査して指導などを行います。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

町での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、県に設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。



住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容による加算などがあります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が2～3割になります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。



多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

認知症高齢者を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合) (単独型の場合)

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日) (ユニット数1の場合)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

●町内の地域密着型サービス事業所 (令和6年4月1日現在)

小規模多機能型居宅介護

いろりの郷

北栄町下種373-4 ☎37-2626



認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

グループホーム あずま園

北栄町東園331-1 ☎37-4804



グループホーム こころの里

北栄町瀬戸45-2 ☎37-3188



北栄みのりグループホーム

北栄町東園219-1 ☎37-6088



グループホーム ほうじょう

北栄町土下123-1 ☎36-5220



生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ(工事をとみなわないもの) |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など) | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど) | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト(つり具を除く) |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり(工事をとみなわないもの) | |

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。令和6年4月から
⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器（歩行車を除く） ⑩のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖
利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

●利用者負担について

※レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額（15、21ページ参照）が適用されます。
※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具販売 【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

●利用者負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて町に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割、または7割が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から
福祉用具貸与の対象用具のうち下記は、
購入して利用することもできます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

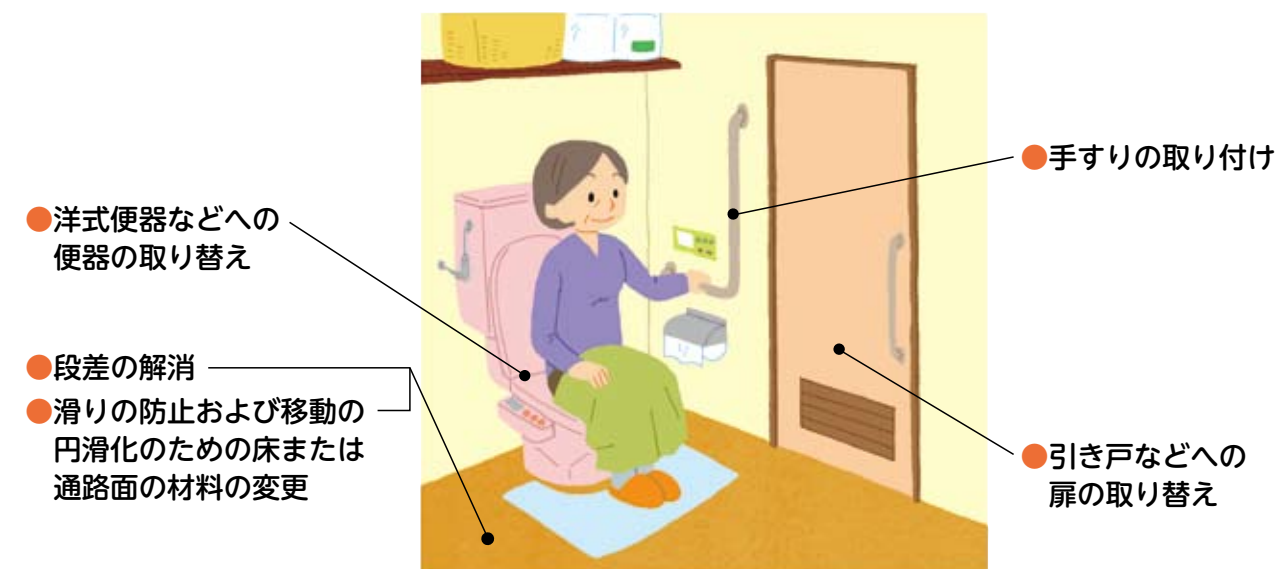
小規模な住宅改修

事前の申請が必要です!

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

介護保険において住宅改修費の支給対象となる住宅改修（手すりの取り付け等）をしたとき、改修に要した費用20万円までについて、住宅改修費の支給申請をすることができ、利用者負担分を除いた金額が保険で支給されます。

※支給は、町が要介護者（要支援者）の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた場合に行われます。

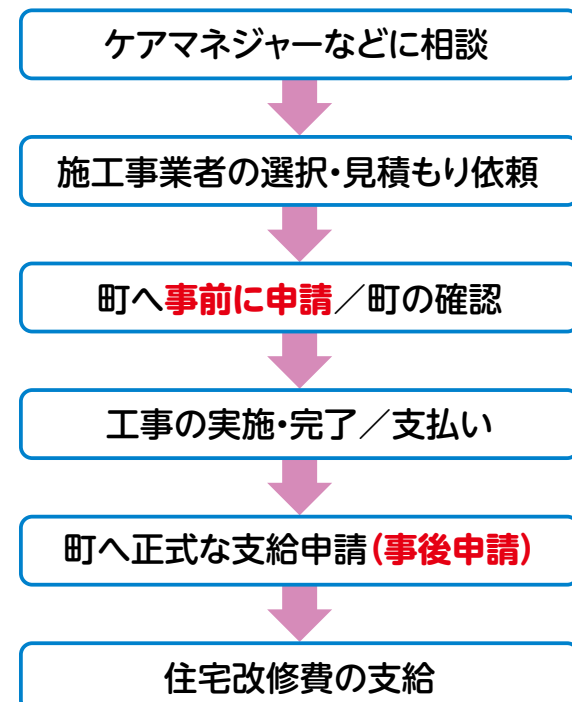


●利用者負担について

※いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで町に申請すると、改修費用（20万円を上限）の9割、8割、または7割が支給されます。改修費用が20万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ



事前申請に必要な書類(改修前)

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの。

事後申請に必要な書類(改修後)

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付。
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

北栄町内 介護(予防) サービス 事業所一覧

(令和6年4月1日現在)



番号	事業所名	所在地	電話番号
①	小規模多機能型居宅介護施設 いのりの郷	北栄町下種373-4	37-2626
②	北栄町社会福祉協議会 デイサービスセンター ほくえい	北栄町瀬戸29-9	37-4522
	北栄町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	北栄町瀬戸36-2	
③	老人保健施設 セラトピア	北栄町瀬戸45-2	37-3766
	グループホーム こころの里		37-3188
	みやがわ居宅介護支援事業所		37-6080
	セラトピア 通所リハビリテーション事業所		37-3766
	訪問看護ステーション大栄	北栄町瀬戸38-5	37-5335
④	ニチケアセンター大栄	北栄町西園506-1	37-6100
⑤	福祉用具貸与事業所 (有)ウエルアップ	北栄町西穂波36	37-3311
⑥	老人保健施設 ル・サンテリオン北条	北栄町土下123-1	36-5220
	グループホーム ほうじょう		
	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条		
	ル・サンテリオン北条 通所リハビリテーション事業所		
⑦	北栄みのりデイサービスセンター	北栄町東園218-1	37-6078
	北栄みのりグループホーム	北栄町東園219-1	37-6088
⑧	北栄居宅介護支援センター あずま園	北栄町東園329	37-4804
	北栄デイサービスセンター あずま園	北栄町東園331-1	
	グループホーム あずま園	北栄町東園331-1	
⑨	デイサービスセンターくるみの木	北栄町松神145-1	36-1303
	居宅介護支援事業所くるみの木	北栄町松神145-1	
⑩	訪問介護事業所 (株)べるびゅー大栄	北栄町六尾2006	37-6311
	べるびゅー大栄訪問看護事業所	北栄町六尾1000	49-1731
	べるびゅー大栄 デイサービス楽園	北栄町六尾2005	37-6655
	宿泊付デイサービス レインボーヴィレッジ	北栄町亀谷1461-1	49-6225
⑪	宿泊付デイサービス レインボーロード	北栄町亀谷1462-2	49-6725
	福祉用具 仁	北栄町亀谷1461-1	37-3911

中部圏域の関係機関・サービス事業所の一覧は、インターネットホームページ「しよいや!しよいや!鳥取県中部在宅医療・介護連携情報サイト」をご覧ください。

【一般用アドレス】<https://shoiya.com>



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は高齢者が安心して自立した日常生活を送ることを目的としています。また、地域の実情に応じた多様なサービスの提供が期待されています。

1 要介護認定で要支援1・2と認定された人

1 要介護認定で非該当と判定された人

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合には、基本チェックリストを受けます。

1 要介護認定を受けていない人

北栄町福祉課の窓口や地域包括支援センターに相談します

65歳以上の人に、基本チェックリストを実施します。その結果をもとに、利用できるサービスを案内します。

※介護が必要と思われる人や希望する人には、要介護認定の申請を案内します。

1 一般介護予防事業のみを利用したい人

2 介護予防・生活支援サービス事業の対象者となります

次の人は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

- 要介護認定で要支援1・2と認定された人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

（結果が記載された「保険証」が交付されるので記載されている内容を確認しましょう）

地域包括支援センターなどが本人や家族と話し合い、課題を分析し、目標や利用するサービスを決めます。必要に応じてケアプランを作成します。
また、一般介護予防事業のサービスも利用できます。

2 一般介護予防事業の対象者となります

一般介護予防事業のサービスを利用できます。



3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用

介護予防のさまざまな要望に対応するため、サービス事業所による介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

①訪問型サービス

■サービス事業者による、介護予防訪問サービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



②通所型サービス

■サービス事業者による、介護予防通所サービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- ボランティアによる住民主体の体操・運動の活動など自主的な通いの場
- 保健・医療の専門職による生活機能改善のための短期集中予防サービス

③その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



3 一般介護予防事業のサービスを利用

町や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスです。

■基本チェックリストとは

基本チェックリストは、

- ☐ バスや電車で一人で外出していますか
- ☐ 転倒に対する不安は大きいですか
- ☐ 週に1回以上は外出していますか

など、25の質問項目で日常生活に必要な機能の低下の有無を調べます。

北栄町介護予防・日常生活支援 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は町が行う介護予防の取り組みです。

65歳以上の人を対象に、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

- 地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、必要に応じてケアプランを作成します。
- 要支援1・2の人が利用できるサービスは、P22～P24の介護予防サービス、P26～P27の地域密着型サービス、P28～P29の福祉用具貸与・購入、住宅改修、下記の介護予防・生活支援サービス事業となります。
- 40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストによらず、要介護・要支援認定申請を行う必要があります。

介護予防・生活支援サービス事業

P33介護予防・生活支援サービス事業のうち、令和6年4月現在で整備されている事業の一覧です。

※利用者負担のめやすは、サービス事業にかかる基本的な費用の**1割**を掲載しています。このほかにサービスの利用内容による加算があります。なお、一定以上所得者は利用者負担の割合が**2～3割**になります（下記の2つのサービスのみの適用です）。

令和6年4月から 利用者負担が変わりました。

北栄町介護予防訪問サービス

利用者が自立した生活ができるよう、ヘルパーステーションのホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

※乗車・降車等の介助は利用できません。



●利用者負担のめやす

週1回程度の利用（月5回以上）	月額 1,176円
週2回程度の利用（月9回以上）	月額 2,349円
週2回を超える程度の利用（月13回以上）	月額 3,727円
標準的なサービス	1回 287円
20分以上45分未満で生活援助が中心	1回 179円
45分以上で生活援助が中心	1回 220円
短時間の身体介護が中心	1回 163円

北栄町介護予防通所サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）にて、日帰りで食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

※共通のサービスは送迎、入浴を含みます。
※食費、日常生活費は別途必要です。

●利用者負担のめやす

週1回程度の利用（月5回以上）	月額 1,798円
週2回程度の利用（月9回以上）	月額 3,621円
週1回程度で月1～4回まで	1回 436円
週2回程度で月1～8回	1回 447円

●多様なサービス

筋力アップ教室 北条・大栄

作業療法士等による体幹やバランス力を鍛える運動を実施します。

※送迎は無料です。

料 金	1回 200円
実施機関	ル・サンテリオン北条・セラトピア（委託）
開催場所	ル・サンテリオン北条・セラトピア
利用日時	月4回（火曜日） 14:00～16:00
利用期間	1年（ケアプラン作成が必要）

リフレッシュ教室

認知症の予防を図るため、記憶力、注意力、計画力を鍛える「認知症予防プログラム」（指先を使った運動、計算、まちがい探し等）を実施します。

※送迎は無料です。

料 金	1回 200円
実施機関	ル・サンテリオン北条（委託）
開催場所	ル・サンテリオン北条
利用日時	月4回（金曜日） 14:00～16:00
利用期間	1年（ケアプラン作成が必要）

はつらつ！お達者教室

認知症の予防を図るため、記憶力、注意力、計画力を鍛える「認知症予防プログラム」（指先を使った運動、計算、まちがい探し等）を実施します。

※送迎は無料です。

料 金	1回 200円
実施機関	セラトピア（委託）
開催場所	セラトピア
利用日時	月4回（水曜日） 14:00～16:00
利用期間	1年（ケアプラン作成が必要）

食べて！うたって！笑わー会！

認知症の予防を図るため、記憶力、注意力、計画力を鍛える「認知症予防プログラム」（音楽療法、おやつづくり、ミニ講演会、ラフターヨガ等）を実施します。

※送迎は無料です。

料 金	1回 200円（おやつ代別：50円）
実施機関	あずま園（委託）
開催場所	東園構造改善センター等
利用日時	月4回（木曜日） 13:30～15:30
利用期間	1年（ケアプラン作成が必要）

パワーリハビリ教室

理学療法士等による個別リハビリ（6種類の器械等を使用）を行い、高齢者の動作性、および体力の維持・向上を図ります。

※送迎は無料です。

料 金	1回 200円
実施機関	ル・サンテリオン北条（委託）
開催場所	ル・サンテリオン北条
利用日時	月4回（木曜日） 14:00～16:00
利用期間	1年（ケアプラン作成が必要）

一般介護予防事業

各種事業に参加する人を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。

リハビリの専門職等が住民主体の通いの場などに関わることで介護予防のための人材を育て、活動内容を充実させます。

●介護予防普及啓発事業

シニアフィット教室

運動指導者等による集団リハビリ（床での体操、椅子を使用した体操、歩行訓練など）を行い、高齢者の動作性、および体力の維持・向上を図ります。
※送迎は無料です。

料 金	1回 150円
実施機関	セラトピア（委託）
開催場所	セラトピア
利用日時	月4回（木曜日） 9:00～11:00
利用期間	年度末まで

転倒予防教室

理学療法士等による運動プログラムを実施し、転倒予防や体力の維持・向上を図ります。
※送迎は無料です。

料 金	1回 150円
実施機関	ル・サンテリオン北条（委託）
開催場所	ル・サンテリオン北条
利用日時	月2回（水曜日） 14:30～16:00
利用期間	年度末まで

生きがいデイサービス

閉じこもりがちな一人暮らし等の高齢者が、デイサービスを利用することで要介護状態になることを予防します。
※送迎は無料です。

料 金	1回 350円（昼食代別：550円）
実施機関	北条町社会福祉協議会（委託）
開催場所	北条健康福祉センター
利用日時	週1回（水・木のいずれか） 10:00～14:30
利用期間	年度末まで

脳活クラブ

とっとり方式認知症予防プログラム（運動、知的活動、座学）を実施し、認知機能の低下予防を図ります。
※送迎は無料です。

料 金	1回 150円
実施機関	セラトピア（委託）
開催場所	セラトピア
利用日時	月4回（木曜日） 14:00～16:00
利用期間	6か月

事業名	対 象	料 金	内 容
認知症サポーター養成講座	町民、町内の企業や団体	無料	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対して温かい目で見守っていただく、地域の応援者を養成します。
介護予防運動サポーター養成講座	町民	無料	「こけないからだ講座」の体操指導の方法を学びます。指導者になることで、町内全域に元気な高齢者を増やすとともに、地域のつながりを深める活動に活かすことができます。
脳の健康チェック事業	町民	無料	集団健診や集会所等にて、物忘れが始まっている可能性の有無を簡易チェックする「脳の健康チェック」を実施します。

●地域リハビリテーション活動支援事業

事業名	内 容
リハビリテーション専門職派遣事業	地域における介護予防の取り組みを強化するため、リハビリテーション専門職（理学療法士等）が通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ関与していきます。

●地域介護予防活動支援事業

事業名	対 象	料 金	内 容
こけないからだ講座	町民	無料	童謡を歌いながら6種類の運動を行います。自治会単位で、週1回程度の開催をします。3か月間は包括職員等が指導を行い、体操を継続する場合には定期的にフォローを実施します。
高齢者サークル事業	概ね65歳以上の高齢者5人以上のサークル	—	気の合う仲間や同じ趣味の仲間が集まる高齢者サークルに月額2,000円を支給します。（ただし、メンバーの中に1人以上独居の方、要介護認定者など閉じこもり等の援護の必要な方を含みます）

家族介護支援事業

要介護者等を介護する家族の負担を軽減するため、町が独自に行っている家族介護支援の取り組みです。お気軽にご相談ください。

※問い合わせ先：地域包括支援センター（電話：37-5850）
介護保険室（電話：37-5875）

事業名	対 象	実施機関	内 容
在宅介護者支援事業	要支援・要介護者を在宅で介護している家族	北栄町社会福祉協議会（委託）	在宅介護者のリフレッシュを図るための介護者相互の交流会の開催及び要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とし、適切な介護知識・技術の取得等を内容とした研修会を開催します。
家族介護慰労金事業	要介護4以上の人を在宅で介護している同居家族（過去1年間で介護保険サービス未利用）	北栄町福祉課	過去1年間、介護保険サービスを利用していない要介護4以上の人を在宅で介護した家族に対し、慰労金として10万円を支給します。
家族介護用品支給事業	要介護1以上で、常時介護用品が必要と主治医意見書等で判断された人を在宅で介護している方（住民税非課税世帯）	北栄町福祉課	支給対象者に対して、介護用品の全部または一部を支給します。利用者は介護用品給付券を購入先業者に提示し、介護用品を受け取ります。 【指定の介護用品】 紙おむつ、尿取りパッド、介護用使い捨て手袋等 【上限額】 要介護1～3：年間48,000円（月額4,000円） 要介護4～5：年間75,000円（月額6,250円）
ほくえい見守り安心ネット	認知症高齢者等とその家族	北栄町福祉課（地域包括支援センター） 北栄町総務課	認知症高齢者等が迷われた時に、特徴などを情報配信し、できるだけ早く自宅に帰れるように地域ぐるみで早期発見する仕組みです。 ●見守り安心ネットを利用する場合は事前登録（検索に必要な情報や写真等）をお勧めします。 ●位置情報機器利用費助成、見守り協力機関制度もあります。 ●ご希望者には、衣類や杖等に貼ることができるQRコードシールを配布します。

事業名	対 象	実施機関	内 容
成年後見制度利用支援事業	認知症等により判断能力の低下した人で、成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担することが困難な人	北栄町福祉課	後見開始等審判に要する費用、成年後見人等に対する報酬の全部または一部を助成します。
認知症の人と家族の集い	認知症の人に関わっている家族、または介護経験のある人	北栄町福祉課（地域包括支援センター）	認知症の人と関わっている家族が日ごろの思いや悩みを語り合う場として開催します。地域包括支援センターの職員（認知症地域支援推進員等）が相談をお受けします。 【開催日時】 毎月第3火曜日 10:00～11:30 ※祝日の場合は翌日

オレンジカフェ「なう」

認知症の人とその家族、地域の人など、どなたでも気軽に参加できる場所です。介護の専門職員も参加します。コーヒーやお茶などを飲みながら交流し、ゆっくりとした時間を一緒に過ごしましょう。

場 所	日 時
北栄なう	毎月第1、3金曜日 13:30～15:30
北条健康福祉センター	不定期

●参加費：無料（コーヒー 200円）
※申し込みは不要です。

お問い合わせ：NPO法人まちづくりネット ☎37-2137 地域包括支援センター ☎37-5850



生活支援・介護予防サービスの充実

一人暮らしや高齢者世帯の人が増加し、生活の支援を必要とする人が増えています。北栄町は社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」を配置しています。協議体（助け合い活動の推進に関心のある住民や事業所等で構成）の皆さんと一緒に、地域の多様な生活支援のサービスや助け合い活動を広げるため、取り組みをすすめています。

第1層（町全域）



生活支援コーディネーター（1名）

- 地域のニーズの把握、情報の整理
- 生活支援などのサービス創出や資源開発の検討
- 担い手（生活支援サポーター等）の養成や啓発活動

【第1層協議体】

ほくえい支え愛協議体

第2層（北条地区、大栄地区）



生活支援コーディネーター（2名）

- 生活支援サービスについてのニーズ把握
- 地区の活動団体・社会資源の把握
- 助け合い活動を推進するための活動
- 実際に支援を必要とする人と資源へのつなぎ

【第2層協議体】

北条
よっしゃ
やらあ会

大栄
よっしゃ
やらあ会

連携・協働

任意事業

39

こんなときは、 地域包括支援センターへ

◎なんでもご相談ください

高齢者のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みをはじめ、生活に関する相談に対応します。

- 入院中の父親が歩けなくなってしまう、退院後の生活が心配だ。
- 認知症の母親の介護のことを相談したい。
- 高齢者の利用できるサービスを知りたい。
- 介護サービス事業者に不満があるが、どうしたらよいかわからない。

◎みなさんの権利を守ります

安心して生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取り組みをします。また、虐待の早期発見・把握に努め対応します。

- 悪質な訪問販売の被害にあい困っている。
- お金の管理や契約などに自信がなくなった。
- 成年後見制度について知りたい、利用したい。
- 介護してくれる家族にいつも怒鳴られている。
- 近所に住む高齢者が、家族から虐待を受けている様子がある。

◎介護予防への支援をします

介護予防の普及啓発や予防教室の開催、要支援認定者の支援など、健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

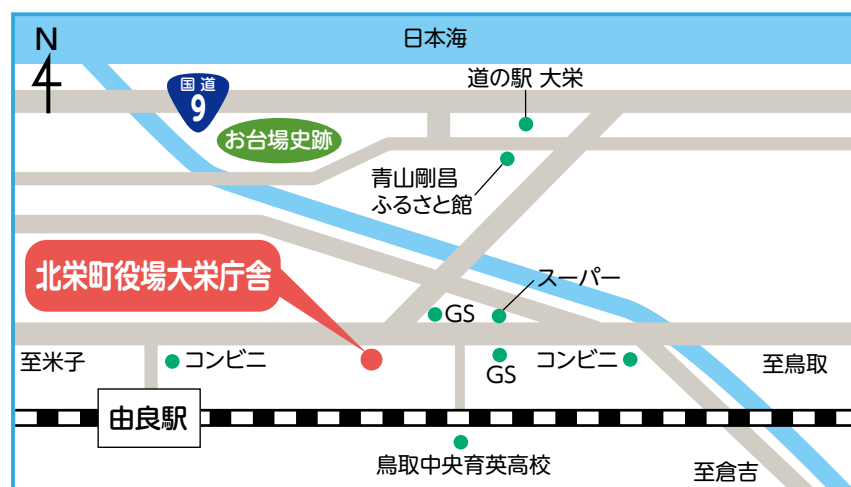
- 元気で生活できているので、今の状態を維持したい。
- 足の筋力が衰えているので、介護予防の教室に参加したい。
- 閉じこもりがちで出かける場所がほしい。
- 高齢者の集まりがあるので健康の話をしてほしい。

◎こんな支援もしています

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう指導や支援を行います。

また、高齢者のみなさんが、より暮らしやすい地域にするため、医療機関など、さまざまな関係機関とのネットワークづくりに力を入れています。

- ケアマネジャー等への研修会や情報提供、助言
- 関係機関のネットワークづくり
- 地域ケア会議による支援内容の検討や地域課題の把握



北栄町 地域包括支援センター

住所：〒689-2292
北栄町由良宿423番地1
北栄町役場・大栄庁舎

TEL：37-5850

FAX：37-5339

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。